

農地・水・環境保全向上対策 道府県中間評価書(案)

道府県名	埼玉県	担当部署	農林部 (共同)農村整備課 (営農)生産振興課							
交付金の交付状況の点検 (平成21年度)										
【市町村・活動組織数】										
・全市町村数	64	市町村								
・農地・水・環境保全向上対策実施市町村数[うち営農活動支援]	46	市町村	[8 市町村]							
・活動組織数[うち営農活動支援]	218	組織	[13 組織]							
・1市町村当たりの活動組織数[うち営農活動支援]	4.7	組織	[1.6 組織]							
【取組面積】										
・農振農用地面積	66177	ha	(田: 37580.0ha ha 畑: 28357.0ha ha 草地: 240.0ha ha)							
・交付金交付対象農用地面積	6483.7	ha	(田: 5138.6ha ha 畑: 1345.1ha ha 草地: 0.0ha ha)							
[うち営農活動支援、うち作物区分別先進的営農取組面積](単位:ha)										
計	水稻	麦・豆類	いも・根菜類	葉茎菜類	果菜類・果実的野菜	施設トマト等	果樹・茶	花き	左記以外	
158.51	77	8.1		53.58			6.47		13.36	
・1市町村当たりの交付金交付対象農用地面積										
	141	ha	(田: 111.7 ha 畑: 29.2 ha 草地: 0 ha)							
[うち営農活動支援、うち作物区分別先進的営農取組面積](単位:ha)										
計	水稻	麦・豆類	いも・根菜類	葉茎菜類	果菜類・果実的野菜	施設トマト等	果樹・茶	花き	左記以外	
19.8	9.6	1	0	6.7	0	0	0.8	0	1.7	
・協定農用地面積										
	9352	ha	(田: 6636.4ha ha 畑: 2713.5ha ha 草地: 2.1ha ha)							
うち特認要件適用面積										
	2868.3	ha	(田: 1497.8ha ha 畑: 1368.4ha ha 草地: 0.0ha ha)							
・1活動組織当たりの協定農用地面積										
	42.9	ha	(田: 30.4 ha 畑: 12.4 ha 草地: 0 ha)							
[うち営農活動支援、うち作物区分別先進的営農取組面積](単位:ha)										
計	水稻	麦・豆類	いも・根菜類	葉茎菜類	果菜類・果実的野菜	施設トマト等	果樹・茶	花き	左記以外	
12.1	5.9	0.6	0	4.1	0	0	0.5	0	1	
・面積規模別活動組織数[うち営農活動支援]										
	~20ha:	90	20~50ha:	92	50~100ha:	19	100~200ha:	11	200ha~:	6
[~20ha:	11	20~50ha:	2	50~100ha:		100~200ha:		200ha~:	
【交付総額】										
・交付総額	2.7	億円	※地域協議会から活動組織へ交付された額							
	共同活動支援	2.6	億円							
	営農活動支援	1,370	万円							
	うち営農基礎活動支援	230	万円							
	うち先進的営農支援	1,140	万円							
・1市町村当たりの交付額[うち営農活動支援]										
	570	万円	[営農活動支援 171 万円]							
・使途別割合 (単位:%)										
区分	日当	購入、リース費	委託費	その他	個人への配分	次年度繰越				
共同活動支援	13.3	22.4	30.4	11.7	—	22.2				
営農活動支援(任意)	0.9	40.5		13.9	44.6	0.1				
うち営農基礎活動支援	1.3	30.8		67.9	—					
うち先進的営農支援	0.8	42.5		2.9	53.6	0.2				
全体										
各行の合計が100%										
営農活動支援、その内数及び全体の欄は任意で										
[営農基礎活動支援:営農活動支援交付金実施要領第5の6. ア〜ク] (単位:%)										
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク			
36.4	36.2	8.7	11.5	1.3	0	5.9	0			
[先進的営農支援] (単位:%)										
先進的取組農家への配分	地域環境の保全等のための取組	交付金の交付等に係る事務経費								
53	43.3	3.7								
※上記外で、交付状況の点検について評価した内容について記載										
実施要領第5の6										
ア 環境負荷低減に向けた取組に関する検討会や消費者との意見交換会等の開催等										
イ 技術研修会や先進地調査等の技術の習得等に関する研修										
ウ 技術マニュアル、普及啓発資料の作成及び配布										
エ 技術実証ほの設置等の環境負荷低減技術の実証及び調査										
オ 先進的な取組の展示効果を高めるための標示										
カ 先駆的農業者等による技術指導										
キ 土壌、生物等の調査分析										
ク 環境負荷低減に向けた推進活動として地域協議会が特に必要と認める事項										

活動組織の取組の評価

1. 基礎部分の活動

・実施割合を地目別や面積規模別に分析し当該道府県の特徴を記入

○基礎部分の活動項目については、100%実施することが要件となっていることから、すべての組織において、施設の適正な管理が行われるようになった。
 ○実践活動を地目別にみると、対策前では、「田」、「田畑」、「畑」の順で高くなっている。これは、特に「田」、「田畑」については営農を行うために農業用水等の保全管理が必要なことから、本対策に取り組む以前から基礎部分の活動が行われていたためと考えられる。
 ○面積規模別では、対策前では規模が大きくなるほど実施割合が低くなっているが、これは規模が大きくなるほど共同活動が困難であったことなどが要因となっているものと考えられる。

①基礎部分の実施割合

点検活動		計画策定		実践活動	
対策前	実施	対策前	実施	対策前	実施
	63%	28%	100%	69%	100%

②基礎部分の活動実施割合(地目別)

		田	田畑	畑
点検活動	対策前	66%	64%	35%
	実施	100%	100%	100%
計画策定	対策前	56%	14%	25%
	実施	100%	100%	100%
実施	対策前	72%	69%	47%
	実施	100%	100%	100%

③基礎部分の活動実施割合(面積規模別)

		20ha未満	20～50ha未	50～100ha未	100～200ha未	200ha以上
点検活動	対策前	66%	66%	55%	51%	46%
	実施	100%	100%	100%	100%	100%
計画策定	対策前	29%	36%	6%	0%	0%
	実施	100%	100%	100%	100%	100%
実施	対策前	72%	72%	61%	57%	38%
	実施	100%	100%	100%	100%	100%

2. 誘導部分(農地・水向上活動)

・実施割合を地目別や面積規模別に分析し当該道府県の特徴を記入

○誘導部分のうち、施設の補修や長寿命化を行う農地・水向上活動について、実践活動の割合は、実施が58%と国が定める要件(50%)を上回っており、多くの活動組織が積極的に活動している。
 ○実践活動を地目別にみると、対策前では、基礎部分同様、「田」、「田畑」、「畑」の順で高くなっている。また、面積規模別では、20ha未満が一番高く、規模が大きくなるほど低くなる傾向がみられる。

①農地・水向上活動の実施割合

機能診断		計画策定		実践活動	
対策前	実施	対策前	実施	対策前	実施
	15%	5%	100%	30%	58%

②農地・水向上活動の実施割合(地目別)

		田	田畑	畑
点検活動	対策前	11%	17%	7%
	実施	100%	100%	100%
計画策定	対策前	6%	5%	0%
	実施	100%	100%	100%
実施	対策前	33%	29%	25%
	実施	61%	56%	64%

③農地・水向上活動の実施割合(面積規模別)

		20ha未満	20～50ha未	50～100ha未	100～200ha未	200ha以上
点検活動	対策前	66%	66%	55%	51%	46%
	実施	100%	100%	100%	100%	100%
計画策定	対策前	29%	36%	6%	0%	0%
	実施	100%	100%	100%	100%	100%
実施	対策前	72%	72%	61%	57%	38%
	実施	64%	55%	56%	52%	38%

3. 誘導部分(農村環境向上活動)

・活動項目数の変化、面積規模別、地目別、テーマ選定別に分析し当該道府県の特徴を記入

○農村環境向上活動の実践活動は、対策前の1.9項目に対し、実施が6.1項目であり、本対策の要件である4項目を上回る活動を実施している。
 ○テーマについては、「景観形成・生活環境保全」を選定した活動組織が最も多く、次いで「生態系保全」、「水質保全」の順となっており、「水田潮流機能増進」、「資源循環」を選定している活動組織はなかった。
 ○面積規模別では、面積規模の小さい活動組織の方が、多くの活動項目を実施している傾向がみられる。

①農村環境向上活動の活動項目数

対策前	実施
1.9	6.1

②農村環境向上活動におけるテーマ選定別の活動組織数

テーマ	活動組織数
生態系保全	31
水質保全	13
景観形成・生活環境保全	208
水田貯留機能増進・地下水かん養	0
資源循環	0

③農村環境向上活動の活動項目数(面積規模別)

	20ha未満	20～50ha未満	50～100ha未満	100～200ha未満	200ha以上
対策前	2.5	1.5	2.3	0.5	0.0
実施	6.9	5.5	6.6	5.2	4.5

○テーマごとの活動項目数の変化をみると、本県の活動組織が取り組んでいる3つのテーマすべてにおいて、3.1～3.7増加している。増加項目数が一番少ないテーマは、「生態系保全」であり、一番多いテーマは「景観形成・生活環境保全」となっている。

④テーマ選定別活動項目数の変化

テーマ	対策前	実施	増加数
生態系保全	1.4	4.5	3.1
水質保全	0.8	4.5	3.7
景観形成・生	1.7	5.4	3.7

4. 営農活動支援(地域全体の農家が行う取組、営農活動支援、先進的な取組)

・例えば作物区分別・面積規模別等に分析し当該道府県の特徴を記入)

1 先進的営農に係る取組状況

(1)活動組織及び規模

○平成21年度における営農活動支援の実施活動組織数は13組織で、取組の初年度である19年度の4組織と比べると約3倍に増加している。
 ○1組織当たりの平均実施面積は約12.2haで、19年度の23haと比べると10haほど減少しているが、これは19年度以降に取り組んだ組織の実施面積が5haほどの規模であったためである。
 ○規模別にみると、5～10haクラスが最も多く、10ha未満の組織が7割を占めている。

①活動組織数

	H19	H21	増加数
組織数	4	13	9

②先進的営農支援実施面積規模別の活動組織数

～1ha	1～5	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50～
2	3	4	1	1			1				1

③1活動組織当たりの平均実施面積

H19	H21	増減
23	19	-4

(2)作物区分別の取組面積

○ 先進的営農実施面積は県内で159haであり、19年度(92ha)と比較すると1.7倍に増加している。
 作物区分別では、約5割が水稻、4割が葉茎菜類となっている。

①作物区分別の先進的営農支援実施面積

合計	水稻	麦・豆類	いも・根菜類	葉茎菜類	果菜類 果実的野菜	施設トマト等	果樹・茶	花き	左記以外
158.51	77	8.1		53.58			6.47		13.36
100.0	48.6	5.1		33.8			4.1		8.4

(3)環境付加軽減に向けた推進活動

○環境負荷低減に向けた推進活動(営農基礎活動支援)の内容は、「展示効果を高めるための表示等」、「技術の普及・研修」が最も高く、営農活動支援を実施する活動組織のうち7割を超える組織で取り組まれている。
○実施割合については、面積規模による相違はほとんどない。

①環境負荷低減に向けた推進活動実施割合

	21年度		19年度	
	取組数	取組割合	取組数	取組割合
展示効果を高めるための表示等	10	77%	3	75%
技術の普及・研修	10	77%	3	75%
検討会・意見交換会等の開催等	9	69%	4	100%
資料作成・配付	7	54%	2	50%
土壌、生物等の調査分析	7	54%	4	100%
技術実証ほの設置等	3	23%	3	75%
先駆的農業者による技術指導	1	8%	0	0%
合計	47	-	19	-

※取組割合は、取組数/活動組織数

②営農活動対象区域名積規模別実施割合

単位:%

	~1ha	1~5	5~10	10~15	15~20	20~35	30~35	35~50	50~
展示効果を高めるための表示等	50	100	75	100			100		100
技術の普及・研修	100	67	75	100			100		100
検討会・意見交換会等の開催等	50	33	75	100	100		100		100
資料作成・配付	50	33	75				100		100
土壌、生物等の調査分析	50		75		100		100		100
技術実証ほの設置等			50				100		
先駆的農業者による技術指導	50								

(4)地域全体の農家が行う環境負荷軽減に資する取組

○地域全体が行う環境負荷軽減に資する取組は、土作りを行うための「たい肥等有機質資材の施用」をすべての組織で取り組んでおり、次いで「有機質肥料の施用」(85%)、「温湯種子消毒技術の利用」(77%)、「機械除草」(38%)の順となっている。
○19年度と比べると、果樹の取組が始まったことにより「抵抗性品種・台木の利用」(19年度0%→21年度31%)の伸びが大きく、次いで「土壌診断に基づく施肥」(15%)、「マルチ栽培の実施」(15%)の順となっている。

①地域全体の農家が行う環境負荷軽減に資する取組の実施割合

単位:%

	21年度	21年度	19年度	19年度	増減
たい肥等有機質資材の施用	13	100	4	100	0
有機質肥料の施用	11	85	3	75	10
温湯種子消毒技術の利用	10	77	4	100	-23
機械除草	5	38	1	25	13
浅水代かきの実施	4	31	1	25	6
抵抗性品種・台木の利用	4	31			31
肥料の局所施用	2	15	1	25	-10
土壌診断に基づく施肥	2	15			15
マルチ栽培の実施	2	15			15
栽培施設周辺の除草	1	8	1	25	-17
生物農薬の利用	1	8	1	25	-17
カバークロップの作付	1	8			8
あぜ塗りの実施	1	8			8
肥効調節型肥料の施用	1	8			8
除草用動物の利用	1	8			8
被覆栽培の実施	1	8			8
無代かき栽培の実施					
不耕起栽培の実施					
クリーニングクロップの作付					
緑肥作物の利用					
対抗植物の利用					
フェロモン剤の利用					
光利用技術の利用					
熱利用土壌消毒技術の利用					
土壌還元消毒技術の利用					
リサイクルプラスチックの利用					
生分解性プラスチックの利用					
その他			1	25.0	

道府県独自の評価(任意)

別紙のとおり

本対策に係る課題等

上記の他、道府県の第三者委員会で議論された本対策の課題等を記載。

- 事業実施に当たっての事務手続きが煩雑であり、かつ、その事務手続きが組織の特定の役員等に集中している。
- 各活動組織の活動の、対策終了後の継続の確保。
- 対策の中身を、一律の枠組みに捕らわれずに、地域の裁量を増やし、地域に根付くような取組に積極的に取り組めるよう見直すべき。
- 地域内外への活動のPRが不足している。広報活動にも力を入れていく必要がある。
- 学校教育との連携を強化し、将来の地域の担い手である子どもたちの参画を増やすべき。